

京都大学立看板規程について(17)

【ご質問・ご要望】(投稿日：2018年6月28日)

京都大学立看板規程第2条には「立看板の設置は、京都大学学内団体規程（昭和26年達示第3号）により総長が承認した団体が行うものに限る」とあります。このことについて「京都大学立看板規程に寄せられた意見等への対応について」では、非公認団体に看板の設置を認めていない理由について

- ①団体名や実態の確認ができないため、学内団体か学外団体かさえ不明確で検証不能な団体が設置可能になってしまうおそれがあること
- ②実質的に同一の団体・個人が団体名称だけを変えれば無制限に設置可能となりかねないこと
- ③本学の教育研究活動を妨害する行為を行ってきた団体や学外の営利目的の団体なども一学生の学生番号を記載することで設置可能になるおそれがあること
- ④非公認団体であっても学生用掲示板を活用すれば任意の情報発信ができることが挙げられています。

このうち①について、なぜ立看板を設置する団体の実態を把握する必要があるのか。

②について、過去にこのような事例があったのか。このような事態が起こるとどんな不具合が生じるのか。

③について、「教育研究活動を妨害する」とは具体的にどのようなことを指すのか。どのような団体であっても、意見を述べたり表現したりする権利があるはずだ。仮にこのことに関して規制する必要があるとすれば、団体の性質ではなく立看板の内容によって規制すべきではないか。

以上の質問にご回答ください。

京都大学では、公認・非公認を問わずさまざまな団体が精力的な活動を行っています。このように立看板設置権限について公認・非公認で区別することは、非公認団体がより一層活動を充実させようとする際に妨げになります。さらに、京都大学で新たに公認団体になるための手続きは簡単なものではなく、昔からある団体は公認、比較的新しい団体は非公認となっているのが実態ではないでしょうか。そのような状態であるにも関わらず、非公認団体だからという理由で立看板設置を認めないのは、学生の活発な課外活動を妨げてしまうことになると考えます。立看板設置権限において、団体の公認・非公認という区別は不適當であると考え、是正を求めます。

【回答】（回答日：2018年7月11日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

① 「京都大学立看板規程に寄せられた意見等への対応について」に記載のとおり、学内団体か学外団体かさえ不明確で検証不能な団体が設置可能になってしまうおそれがあるためです。学内において看板設置に適切な場所には限りがあり、あらゆる個人・団体の設置を無限定に認めることはできません。

② 規程が施行されてまだ間もないため、過去の事例はございません。しかし、①で述べたように、場所に限りがあるために一団体1枚としている規定が実質的に守られなくなってしまう恐れがあります。

③ 平成28年9月30日付告示第5号で禁止している行為などがそれにあたります。立看板規程は設置団体を公認団体に限定するのみで、様々な団体が意見を述べることや表現活動を行なうことを一般的に否定しているものではありません。立看板の内容によって規制すべきというご要望については、1つのご意見として承ります。